

# 固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税は、毎年一月一日に土地・家屋などの資産を持っている人に課税されるもの。

この固定資産税の縦覧制度が、地方税法の改正により拡充されました。今回は、その内容と今年実施される縦覧についてお知らせします。

## 変更内容は？

### ①土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

新しく、縦覧できる次の帳簿ができました。

#### 土地縦覧帳簿

市内の土地すべての地番、地目、地積、価格を記載した帳簿です。

縦覧できる人：市内に土地を所有していて、固定資産税を納めている人（納税義務者本人）。

なお、土地を所有していても課税されていない方は、縦覧できません。

#### 家屋縦覧帳簿

市内の家屋すべての所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載した帳簿です。

縦覧できる人：市内に家屋を所有していて、固定資産税を納めている人（納税義務者本人）。

なお、家屋を所有していても課税されていない方は、縦覧できません。

### ②固定資産課税台帳の縦覧

借地借家人の方も、その関係する固定資産の課税台帳の一定の事項について、縦覧できるようになりました。

なお、閲覧する時は、賃貸借契約書（原本）などの権利関係が分かる書類の提示が必要です。

### ③宅地の標準的な価格の閲覧

路線価および標準宅地の価格が閲覧できるようになりました。

### ④縦覧期間および審査申出期間の延長

縦覧期間：四月一日～第一期納期限（五月三十一日）  
審査申出期間：四月一日～納税通知書を受けた日後六十日

## 縦覧を行います

平成十五年度固定資産課税台帳および縦覧帳簿の縦覧を、次の通り行います。

期間 四月一日（火）～六月二日（月）

※土・日曜日・祝日は除きます。

時間 午前八時三十分～午後五時

場所 市役所 税務課

持ち物 ● 自己の資産の課税台帳（名寄せ）を縦覧

する場合は、印鑑・本人であることが分かるもの（運転免許証など）

● 縦覧帳簿を縦覧する場合は、印鑑・納税義務者であることが分かる書類（納税通知書など）

問合せ 税務課 直通 ☎ 982・五一二五

# 吉川市男女共同参画推進市民会議委員 募集

21世紀のまちづくりに参画しよう！

ひと ひと 女と男 ともに いのち輝き 自分らしく 生きる権利が 尊重されるまちをめざして

吉川市男女共同参画推進市民会議は、市民による男女共同参画の推進組織です。

学習会や啓発活動を通して、身近な問題に取り組み、男女共同参画のまちづくりを進めましょう。

活動期間 4月～平成16年3月

活動内容 男女共同参画のまちづくりのための調査・研究・啓発活動(月1～2回)、男女共同参画フォーラムの企画・運営

応募資格・募集人数 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方・15人程度

応募方法 3月28日(金)までに、①応募の動機②住所③氏名④年齢⑤電話番号を記入の上、はがき・封書・ファクス(様式自由)、eメールまたは直接申し込みください。

※封書・ファクスの場合は様式自由、eメールの場合は件名を「男女共同参画推進市民会議委員募集について」としてください。

応募先・問合せ 〒342-8501 吉川市吉川二丁目1番地1 吉川市役所 市民参加推進課

直通 ☎ 982・9498、FAX 981・5392、

eメール mail@city.yoshikawa.saitama.jp

ひと ひと ※女と男…女性と男性を、性別によって差別されることのない一人ひとりの人間としてとらえ、表した言葉